

基 発 0426 第 1 号  
平成 28 年 4 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

### 平成 28 年度全国安全週間の実施について

労働災害は長期的に減少し、平成 27 年は、死亡災害、休業 4 日以上之死傷災害ともに 2 年振りに前年を下回り、特に死亡災害は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が 1,000 人を下回った。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難い。また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にある。

第 12 次労働災害防止計画では、死亡災害、休業 4 日以上之死傷災害ともに平成 24 年比で平成 29 年までに 15%以上減少させることを目標としているが、休業 4 日以上之死傷災害については、残り 2 年で目標を達成するためには、相当な努力が必要となっている。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、平成 28 年度も全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添の「平成 28 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、平成 28 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とすることとした。

貴職におかれては、管内の労働災害発生状況から災害が増加傾向にある業種や事故の型等を分析しつつ、下記事項に留意の上、安全週間及びその準備期間を活用して指導・啓発を行う等、効果的な取組を期されたい。

さらに、都道府県等地方自治体の関係部局との連絡会議等の機会に、安全週間の実施について協力を依頼し、広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着が図られるよう努められたい。

### 記

#### 1 重点事項

- (1) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」において、安全週間準備期間である6月を重点取組期間としていることから、転倒災害防止チェックリスト（パンフレット）を活用して、事業場の総点検の実施を指導すること。
- (2) 全国安全週間の説明会に管内の警察署の職員を招いて交通労働災害防止に向けた説明を行うなど、関係行政機関との連携を図りつつ、交通労働災害防止のためのガイドライン（平成25年5月28日付け基発0528第2号）に基づく対策の実施について周知を図ること。

## 2 安全パトロール

- (1) 局幹部が手分けして複数の地域で実施する等、地域的な広がりがあるものとする。その際、地域への広報効果も十分に考慮すること。
- (2) 従来実施してきた業種に限ることなく、管内で労働災害が増加傾向にある業種の事業場等を積極的に対象とすること。
- (3) 関係業種団体の役員等に働きかけ、その参加を得ること。

## 3 効果的な取組の実施

- (1) 説明会等は、転倒災害防止対策など多くの業種に共通したテーマを取り上げるなどにより、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業の事業場にも積極的に参加を勧奨すること。
- (2) 管内の主要な業種、労働災害発生状況、指導実績等を踏まえ、要綱の9の(1)及び(2)に掲げる実施事項を事業者に示し、準備期間及び全国安全週間中に取り組むことを指導すること。また、その取組状況の報告を求める等により、効果的な安全活動が推進されるようにすること。
- (3) 全国安全週間の機会を捉えて安全衛生意識の醸成するため、局幹部自ら労働災害防止団体等への支援・協力の要請を行うとともに、広報に当たっては、管内の労働災害発生状況や準備期間及び全国安全週間中に取り組む事項を具体的事例を交えて記者に分かりやすく説明するなど、災害防止に向け、効果的に実施すること。
- (4) 集団指導等の機会に、安全衛生に関する優良企業公表制度の活用を積極的に勧奨すること。また、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法のうち本年6月1日より施行される化学物質のリスクアセスメント等についても併せて周知すること。